

# 消防団とは？

○消防団は、地域の安全安心のために活動するボランティア的な存在。地域防災力の要であり、火災、風水害、地震や事故の発生時などに、地域住民の生命・身体・財産を守る重要な役割を担っています。

○消防団は、消防本部や消防署と同じく市町村に設置されていますが、消防士と異なり、消防団員は、消防を生業としているわけではなく、普段はそれぞれ会社員や自営業、農業などの仕事を持ち、災害発生時などに消防団の活動をします。

## 消防団の活動

災害発生時には消火活動や救助・救出・避難誘導などにあたるほか、平常時にも、災害に備えた訓練、住民への防災指導、啓発活動などを行います。

### 災害発生時の活動例

消防団員の多くは水防団員も兼任し、消防活動だけでなく、水防活動も実施。



消火活動



避難・救助活動



土砂撤去活動

### 平常時の活動例



災害時に備えた訓練



救命講習



消防団PR活動

## 消防団に入ることができる人

一般的に18歳以上で、その市町村に住んでいるか、働いている人ならどなたでも入団できます。

女性、学生、外国人の方も活躍中!!



## 消防団員の身分・報酬

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員であり、各市町村の条例に基づき、報酬や費用弁償、退職報奨金が支払われます。

項目	説明
報酬	年額報酬として約36,500円程度支払われるほか、出勤に対し報酬も支給されます。
費用弁償	活動の交通費等の費用に対して支給されます。
退職報奨金	一例として、5年勤務して退職すると200,000円支払われます。

# 岐阜県内の消防団の現状



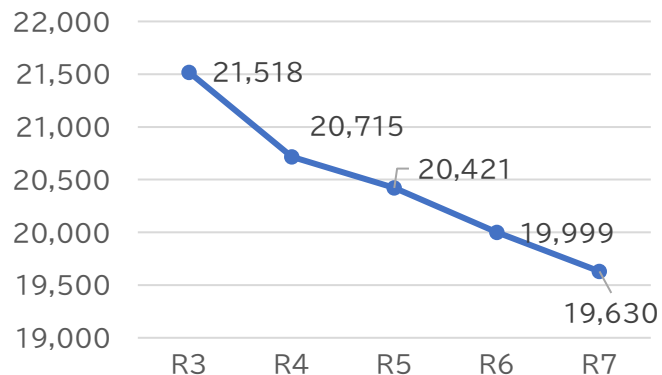
○人口減少、高齢化、若者等の意識の変化など、様々な要因がありますが、岐阜県内の消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の平均年齢は上昇、若年層の比率は年々低下傾向にあります。

○一方で女性団員比率は、年による増減はありますが、上昇傾向にあり、女性を含む多様な人材の確保が重要になっています。

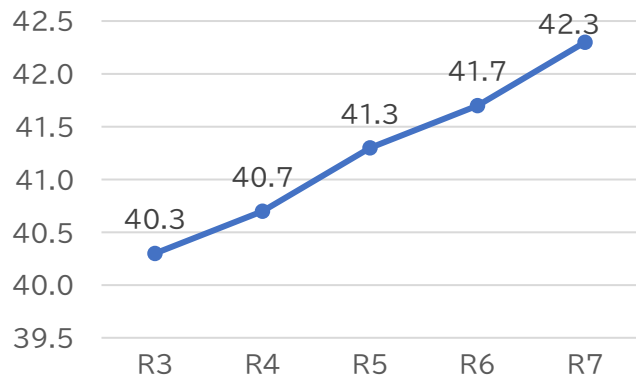
○消防団員の被雇用者率は、8割程度で推移しています。会社員など被雇用者が大半を占める中、事業者の消防団活動への理解も必要です。

いずれのグラフも岐阜県内の消防団員のデータ

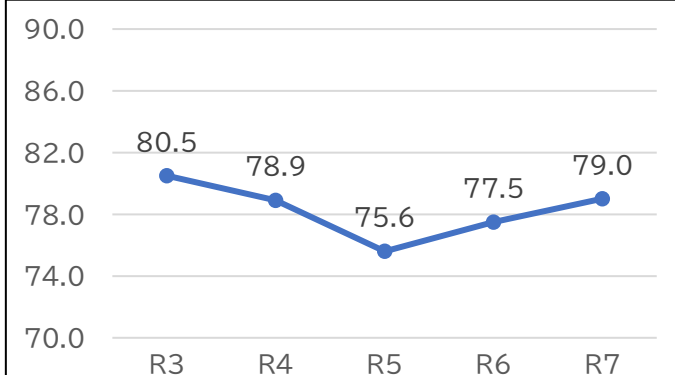
## 消防団員数(人)



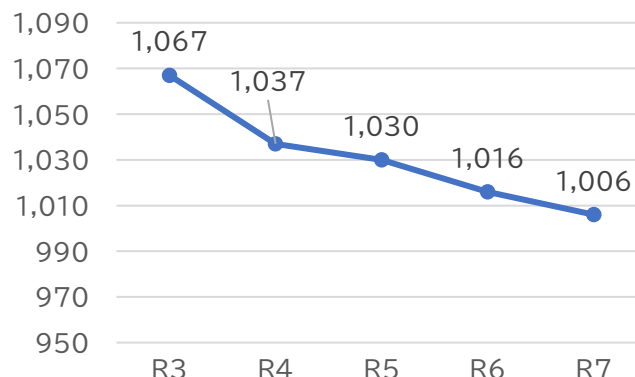
## 消防団員の平均年齢(歳)



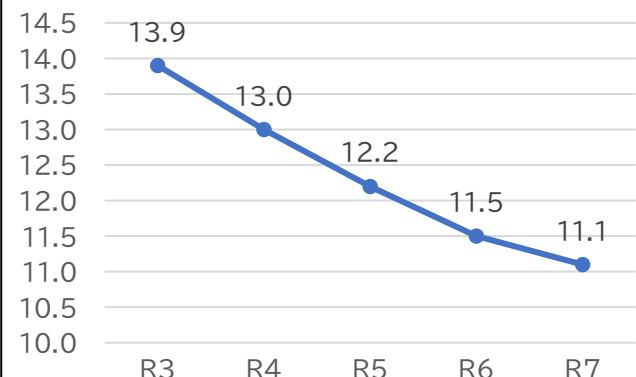
## 消防団員の被雇用率(%)



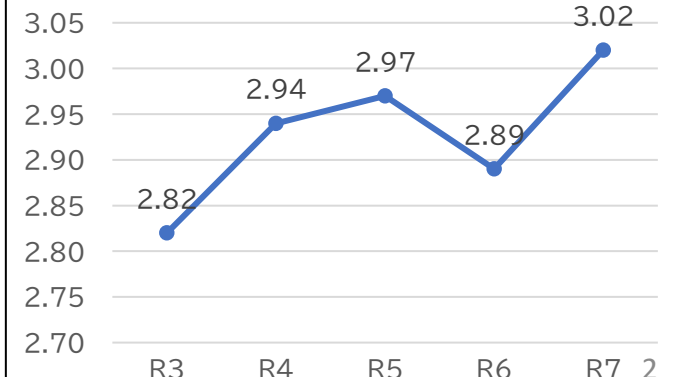
## 人口10万人あたり消防団員数(人)



## 消防団員の若年層比率(%)



## 消防団員の女性団員比率(%)



# 水防団とは？

※水防団が未設置の地域では「消防団」が水防活動を担っています

○水防団は、消防機関とは別に水防活動に従事する団体で、県内で3団体※あり、洪水時における地域防災力の要として、地域住民の生命・身体・財産を守る重要な役割を担っています。

※岐阜市水防団、羽島市水防団、木曽川右岸地帯水防事務組合水防団

○水防団員は、消防団員と同様、普段は会社員や自営業などの仕事をもち、洪水時に水防団の活動をします。

## 水防団の活動

洪水時は、河川等の巡視や危険箇所への土のう積み、樋門や陸閘の操作など、水害防止の処置を行い、平常時は、点検、訓練、啓発活動などを行います。

### 洪水時の活動例



水防工法の実践



重要水防箇所の巡視

### 平常時の活動例



水防訓練



水防団PR活動(土のう作り体験)

## 水防団に入ることができる人

一般的に18歳以上で、その市町に住んでいるか、働いている人ならどなたでも入団できます。

## 水防団員の身分・報酬



水防団員は、非常勤特別職の地方公務員であり、条例に基づき、報酬や費用弁償、退職報奨金が支払われます。

項目	説明
報酬	一例として、年額報酬36,500円支払われるほか、出勤に対し報酬も支給されます。
費用弁償	活動の交通費等の費用に対して支給されます。
退職報奨金	一例として、5年勤務して退職すると200,000円支払われます。

## 県内の水防団の現状

水防団員の数は、人口減少や高齢化等によって減少傾向にあります。特に、団員全体に占める30歳未満の割合が1.3%と少なく、消防団と比較して、高齢化がより顕著となっています。

県内の水防団員数(人)	R3	R4	R5	R6	R7	R3→R7減少率
	2,301	2,283	2,297	2,297	2,276	▲1.1%

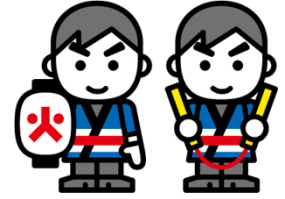
【30歳未満の割合】 消防団員：11.1% 水防団員：1.3%

【50歳以上の割合】 消防団員：23.7% 水防団員：69.1%

# 岐阜県の消防団員確保の主な施策(令和8年度)

○令和8年度の県の消防団員確保の主な取組は以下のとおりです。

○消防団員減少の要因は様々です。そのため、消防団向け、市町村向け、消防団員向け、事業者向けの各施策を実施するほか、情報発信や横断的施策も行い、多角的に取組を進めています。



## 消防団加入促進事業費補助金

消防団加入に係る住民への勧誘活動を行っている消防団を直接に支援するため、入団者数に応じて消防団に活動支援金を交付

【交付額】 入団者数×単価

※単価は、充足率(市町村が定める消防団員の定員に対する在籍団員数の割合)や女性団員比率に応じ、30,000円～11,000円の間で設定

## 消防団活動活性化促進事業費補助金

消防団の充実強化を図るため、市町村が実施する事業に要する経費を補助

【補助率】 1/2以内(上限1,000千円)  
【補助メニュー】

女性消防団員の環境整備や活動強化

機能別分団等の立ち上げ

組織再編に伴う新たな分団等の立ち上げ

消防団員の負担軽減の取組み

熱中症対策

小型車両(軽自動車、自動二輪)の整備

林野火災対応資機材の整備

## ぎふの消防団ポータルサイトの運用

県内の消防団の情報を集約したポータルサイトを運営。消防団の活動をわかりやすくタイムリーに発信中



ポータルサイトチラシ

## 消防団協力事業所支援減税制度

消防団に協力していただける事業所を増やすことで、被雇用者が消防団に入団しやすく、活動しやすい環境を整備するための事業。一定の要件を満たす法人又は個人の事業税につき、1/2相当額を控除(控除上限あり)



当制度パンフレット

## 地域連携消防団員確保推進事業

県内各圏域ごとに、協議会を設置し、県、市町村・消防団が一体となって、地域の実情を踏まえた消防団員確保に向けた取組を企画し、展開する取組



地域情報誌に掲載した消防団員募集の広告記事(岐阜圏域の協議会での取組)



# 岐阜県の消防団員・水防団員確保の主な施策(令和8年度)

## ありがとね!消防団・水防団応援事業所制度

○この事業は、団員やその家族に対して、割引等のサービスを提供していただく地域の企業や店舗等を応援事業所として登録し、地域を挙げて、消防団・水防団を応援する制度。



団員カード



事業所表示証

## ありがとね!消防団・水防団応援事業所拡大キャンペーン事業【R8年度新規事業】

○この事業は、社会全体で団員やその家族に感謝し、応援する気運を醸成するための取組を通じ、団員がモチベーション高く、やりがいを感じながら活動できる環境を整備するとともに、消防団・水防団の認知度向上やイメージアップを図り、消防団・水防団への入団を促進するもの。(特に女性、若者の入団促進に重点を置く)。

○具体的には、「ありがとね!消防団・水防団応援事業所拡大キャンペーン」を実施し、応援事業所を増やす取組をメインに行いつつ、既存事業をキャンペーンと連携して実施するなど、「気運醸成」をテーマに様々な取組を実施する予定。



地域連携消防団員確保推進事業で実施するイベントでのキャンペーン周知活動など、既存の取組と連携し、キャンペーンを盛り上げていきます。



キャンペーンを通じ、社会全体で団員やその家族に感謝し、応援する気運を醸成します!!